

第6回盛土等防災対策検討会 議事概要

日時：令和5年5月17日(水) 14:00～16:00

場所：国土交通省 中央合同庁舎第3号館 11階 特別会議室
オンライン Teams 会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 前回の議事について

- ・事務局より「資料2-1：第5回 盛土等防災対策検討会 議事概要」について説明。

(2) 盛土規制法施行時に発するガイドライン等について

- ・事務局より「資料2-2：法施行時に発するガイドライン等の全体像」について説明。

(3) 基本方針について

- ・事務局より「資料2-3-1：基本方針（案）について」について説明。

(4) 規制区域について

- ・事務局より「資料2-4-1：基礎調査実施要領（規制区域指定編）（案）（概要）」について説明。

(5) 技術的基準について

- ・事務局より「資料2-5-1：盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方（案）」について説明。

(6) 既存盛土について

- ・事務局より「資料2-6-1：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（案）（概要版）」について説明。

(7) 不法・危険盛土等への対処方策について

- ・不法盛土への対処方策ワーキンググループの委員長である大橋委員より下記を報告。
・本ワーキンググループでは、地方公共団体の職員が躊躇なく対応できるような具体的な問題を扱ってきたが、まだ扱えていない問題（土地の共有関係に対する問題、盛土規制法を所管していない基礎自治体がパトロールを行うことを可能とする法的仕組みの整理、通報を行った住民の個人情報保護等）についての対応を協議した。
- ・不法・危険盛土等への対処方策ガイドラインでは、ガイドライン本編に加え、概要版、研修等での活用を想定した要約版の3種類を作成している。ガイドライン本編では、地方公共団体が実施した好事例の紹介や、法施行後も執行事例の蓄積を図り更新を行うこと、各地方公共団体で処分基準として定めることに対する問題提起、本法にとどまらない他法令での処分等の重要性も示している。
- ・続いて、事務局より「資料2-7-1：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（案）（概要版）」について説明。

(8) 質疑応答

- ・各委員より以下のとおり質疑があり応答。

○盛土内の地下水の排除は非常に重要であるため、経過観察レベルの盛土であっても、地下水が滲みてきている場合には、積極的に横ボーリング等を行い、地下水を抜くという方向性を伝えていくことが重要である。地方公共団体や現場にこのような意識付けができれば有効である。

○開発者や議員等の様々な関連性の中で、市町村のパトロールによる発見や通報は難しいのではないか、また、行政代執行に進んだ場合に、行政代執行の事例となることを嫌がる地方公共団体が出てくるのではないかという懸念が残る。行政処分や行政代執行が多くの国民の安全のもとに行われるこの重要性が首長に対して伝わればよいと考えられる。

○公共事業での残土処分の場合、搬出先や処分価格が明確にされているが、民間開発の場合、孫請けしている残土処分業者が安価で処分しやすい場所に運ぶことが往々にしてある。国土交通省として、

積算資料に残土処分に関する公正な取引価格を明示し、適切な残土処分を行えるよう開発者等に促してほしい。

⇒現在、資源有効利用促進法等を用いて、元請業者に対する処分先の確認をより厳しく行うことや、ストックヤード登録制度を本法に併せて行っていくことを検討している。国土交通省の関係部署とも連携しながら、本法の執行に向けて取り組んでいきたい。

○実際に盛土が行われるのは市町村であることが多いため、都道府県と市町村の連携が重要である。
事案が発生して初めて、市町村が基準やガイドラインを目にするといった状況とならないように、都道府県や政令市は、市町村に対し、事前に定期研修等で盛土への対応方法等を周知することが重要であり、国交省も市町村へそのような働きかけを行ってほしい。

⇒本法は都道府県、政令市、中核市が執行するが、不法盛土等の発見等については、基礎自治体との連携が重要であると考えているため、研修等を行いながら、基礎自治体と連携を図りたい。

○多岐にわたり検討してきたなかで、技術的・科学的な知見が不十分な課題も多く残っているため、より多くの人が関心をもって研究や技術開発に今後も取り組むよう、関連する学会等の場でそのような課題が残されている旨を広く発信してほしい。

○整備したガイドライン等をもとに今後調査が進められることになるが、それらの調査データをなんらかの方法で閲覧できるようにしてはどうか。今後の研究・技術開発にも弾みがつくとともに、課題が残されていることを忘れないためにも必要であると考える。

⇒今後、知見が積み重なり、その都度、改正を行っていきたいと考えているため、委員の皆さんには引き続きご協力をお願いしたい。

○各ガイドライン等にパトロールや調査の記載があるが、それらは個別ではなく一体で実施することが望ましく、結果的に自治体の負担軽減にもつながると考えられるため、伝え方の工夫があるとよい。

○本検討会では、土砂の処分や危険な盛土を抽出すること等が議論の中心であったが、一方で、インフラ等を整備するためには土砂は必要なものもある。土砂は資源でもあるため、どのように利用していくのかの観点も今後は必要である。

○盛土の問題が社会的に注目され、マニュアルやガイドラインが完備されたなかで、権限不行使のようなことがあれば、批判が強く集まることが想定される。一方で、行政代執行まで実施した場合、行政代執行の費用徴収は難しく、費用徴収が進まない場合に住民訴訟を受けることも考えられる。今後、国として、行政代執行についての何らかの助成金等の制度について検討し、地方公共団体を支援してほしい。

○法改正にあわせて整備されるマニュアル・ガイドラインにより、山地や森林における盛土も宅地基準並みになるため、不法盛土による災害リスクは低減されることになる。技術的な面では、全体に過剰間げき水圧を意識した記述となっており、排水施設であれば例えば暗渠施設のロバスト（頑健）性を担保・向上させる工夫がされている点は評価できる。管理の面では、完了検査を義務化したということや、宅地の維持管理の必要性を明確にした点が評価でき、特に宅地の維持管理に言及した点は画期的である。ただし、維持管理の主体については曖昧さも残り、今後も考えていく必要がある。

⇒宅地防災を担う主体を今後どのように作っていくのかについては、今回の検討の過程で重要な課題であると再認識している。長期的な課題として検討していきたい。

○発生土をリサイクルする上では、利用に際し時期や時間を調整するための一時仮置き（ストックヤード）や土質調整のための改良プラントが不可欠であるが、盛土規制法の対象に「土石の堆積」が追加され関連する技術基準がまとめられたことにより、許可・届出等で発生土の再資源化施設等の適格性が担保されると考える。また、資源有効利用促進法の省令改正によりストックヤードの運営事業者登録制度が新設されるため、施設運営の適格性も担保されることになる。業界団体としては、これらリサイクルに関する新制度が設けられることを契機に、発生土のリサイクル化を進めていき

たい。

○今回の検討は、液状化時の過剰間げき水圧にまで踏み込んで議論されていると感じている。盛土規制法改正を受けて、新たな組織体制で基礎調査等に取り組んでいく予定である。規制区域の指定に当たり、条例の検討や、他法令との調整、農林水産や環境等との組織体制の検討等を行うことになる。

○資料2-6-1 12ページに、基礎地盤の液状化が懸念される場合の、基礎地盤の液状化による過剰間げき水圧の発生を考慮した安定計算の実施の必要性が記載されているが、地方公共団体や業者がどのように実施するか悩む部分であるため、丁寧に解説してほしい。また、過去の被災事例を把握したうえで安定計算を行うことが必要であるため、可能であれば事例集を作成し、地方公共団体や業者に伝わるようにしてほしい。

○資料2-6-2 151ページに、降雨時の点検項目として擁壁の水抜き穴からの土の流出を確認することが記載されているが、水抜き穴から土の流出が確認された場合、盛土の土自体が流出し、排水口の周りに空洞ができる可能性があるので、その旨をガイドラインに追記してほしい。

○全国一律の規制として検討してきた中で、対象物に応じた設計法や地震荷重等を設定するという考え方となりよかったですと感じている。これにより、造る側は、盛土と擁壁等を含めて設計する際、今まで以上に、限界状態や目標性能等に応じた地震荷重の設定等を認識し、設定時から慎重に行うことの重要性が高まると考えられる。自治体等は、専門的な知見を持つ者の力を得ないと難しいかも知れないが、そのような点に意識をおいて運用していただければよいと思う。

○今回作成したガイドライン等は、地方公共団体に十分周知し、適切に運用することや、関連する事業者に周知することが大切である。また、地方公共団体の負担が増えるため、国のバックアップも大切である。さらに、既に導入されている太陽光発電について、危険盛土として対応が求められることもあるかと思うが、持続的な太陽光発電の発展のためには重要な事項と認識しており、国土交通省、林野庁だけでなく、経済産業省などの関係省庁、地方公共団体と連携して対応する必要がある。なお、国及び地方公共団体には、盛土規制法を適正に運用し、太陽光発電の適正な導入拡大を支えていただければと思う。

○盛土又はそれに関わる構造物は、人工構造物するために耐用年数等があることを前提に維持管理してほしい。一度安全な盛土に分類されることで、長期間人目に触れない可能性があるが、暗渠、擁壁、グラウンドアンカー等は維持管理を怠ることにより事故が発生し得る。可能であれば、それぞれの構造物の耐用年数等を考慮して重要度を区分したうえで、重要な盛土等は監視するシステムを今後の運用のなかで考慮していただけたらよい。

○盛土等の状況及びリスクは常に変化していくため、それをモニタリングや点検で確認し対応することが重要である。また、実際に生じた崩落事案の収集を積み重ねることで、より有効なものになると考えられる。

○今回の法改正に伴い、ガイドライン等を作成していただき、行政の対応フローとして充実したものとなり、行政は進めやすくなったと感じている。ただ、宅地造成に伴う審査あるいは検査の項目も大幅に増えており、行政代執行における費用徴収や代執行後の安全性の確認等も作業が生じてくるため、組織体制を整えていく必要がある。森林法あるいは現在の土砂条例を所管している部局と調整し、速やかに新法に移行できるように努めていきたい。

○本法は、多種・多様な目的の盛土等を包括的に規制する性格のものであり、特に、構造体として用をなす盛土（宅地・道路・鉄道など）だけでなく、それ自体は構造的な用途を持たない盛土（残土など）も含めて一括規制する点で、大変画期的である。本検討会では、様々な専門分野の知識と経験を結集した議論を行ってきたが、運用していく中で想定外の状況に直面することや、さらなる基準等の改善が必要な場面が出てくると想定される。そういう場面においては、法律の条文そのも

のの理念や哲学に立ち返って考えることもさることながら、法律の実効性が担保できるよう、社会の要請を冷静に受け止め、真に実情に合った形が維持されるよう、今後も地域の実態に耳を傾け、柔軟に手直しを惜しまないことが重要である。

○液状化、間げき水圧の考え方、降雨時の考え方、地下水の考え方等は、これまでの盛土の基準より高度化している。これらを実効性のあるものとするためには、実務者の技術力が問題となると考えられる。また、残土の処理なども含めて規制が強化されているが、民間工事の場合は、残土処理費用まで配慮されていないこともある。また、規制で求める技術内容の実現のために、実務者の技量を向上していかなければならないため、一定規模以上の盛土に対しては、資格制度等のいずれかの方法で、実際に仕事をする者に対して手当を行っていく必要があると考えられる。

3. 閉会

以上